

広島県告示第七百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年九月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新山府中線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------|-----------------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 福山市駅家町大字助元五〇〇番一地从先から 福山市駅家町大字助元四五三番一地从先まで | 一六・〇〇〇 | 四・五〇〇 一一・〇〇〇 | 八九・三〇 | 八九・三〇 | 拡幅 |